

参考データ・資料

(2020年の長期目標関係)

第72回労働政策審議会職業安定分科会

平成22年5月12日(水)

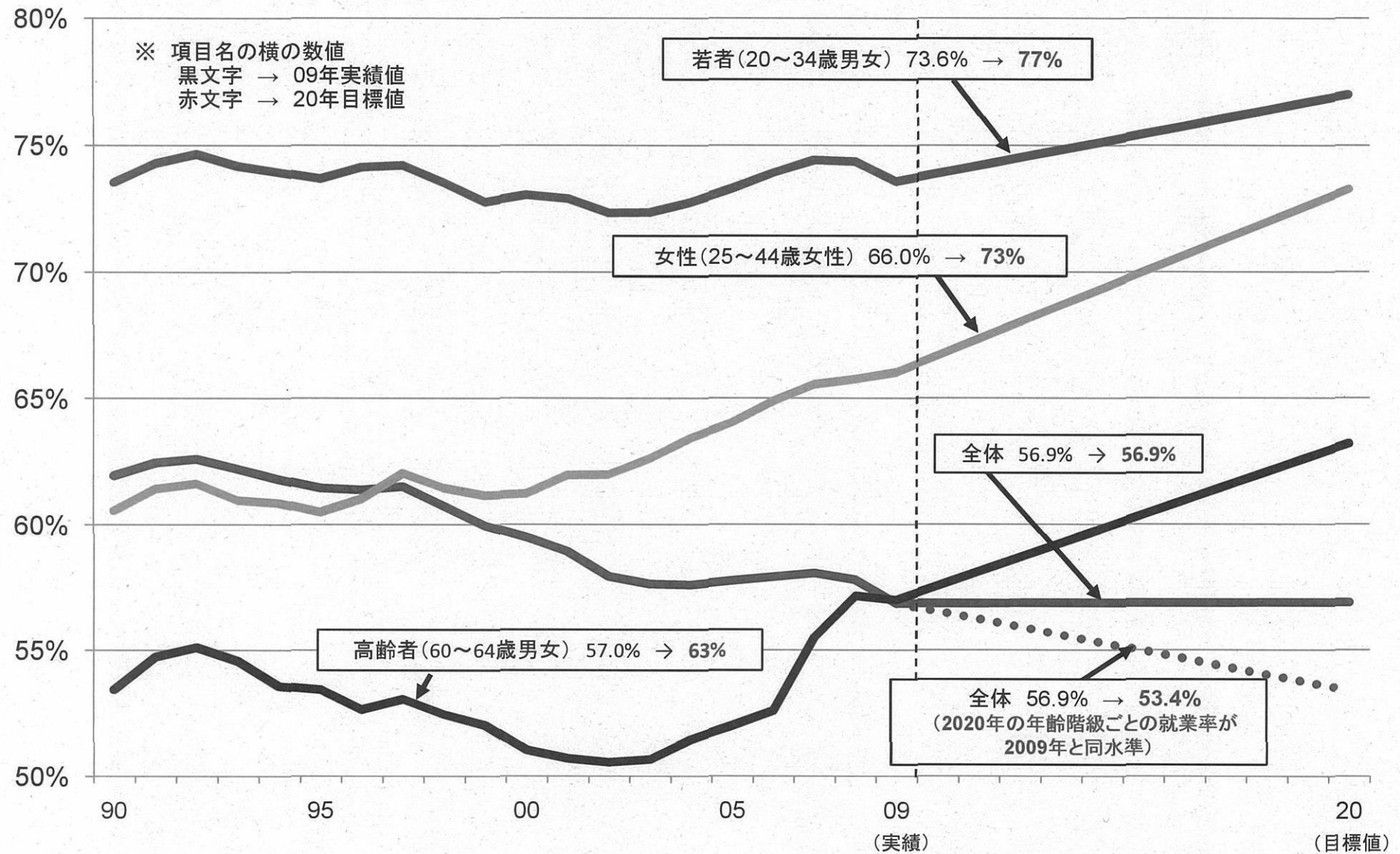
職業安定局

目次

I	雇用による内需拡大と国民参加・・・・・・・・・・・・・・・・	p.1
I-1	若者の就業率向上・・・・・・・・・・・・・・・・	p.4
I-2	女性の就業率向上・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11
I-3	高齢者の就業率向上・・・・・・・・・・・・・・・・	p.14
II	成長力を支える「トランポリン型社会」の構築・・・・・・・・	p.17
III	地域雇用創造と「ディーセント・ワーク(働きがいのある 人間らしい仕事)」の実現・・・・・・・・・・・・・・・・	p.21

I 雇用による内需拡大と国民参加 ～若者・女性・高齢者の就業率向上～

就業率の実績と目標値



(出所) 実績値は、総務省「労働力調査」

年齢階級別就業率の推移と目標値

(単位は%)

性・年齢		年	実績				
			1990年	1995年	2000年	2005年	2009年
男女計	計		61.9	61.4	59.5	57.7	56.9
	15～19歳		16.8	15.6	15.5	14.7	13.8
	20～24歳		70.7	69.9	66.6	63.5	62.5
	25～29歳		76.9	78.1	78.0	79.2	79.7
	30～34歳		73.2	73.5	73.9	75.7	77.2
	35～39歳		78.9	77.6	77.0	76.8	77.3
	40～44歳		82.5	81.9	81.0	81.1	80.6
	45～49歳		83.4	82.9	82.0	82.9	82.6
	50～54歳		79.7	80.4	79.5	79.6	80.9
	55～59歳		71.3	73.4	73.0	73.8	74.2
	60～64歳		53.4	53.4	51.0	52.0	57.0
	65～69歳		38.7	38.9	36.2	33.8	36.2
	70歳以上		16.5	16.2	15.4	13.6	12.9

(単位は%)

性・年齢		年	実績				
			1990年	1995年	2000年	2005年	2009年
男性	15～19歳		16.9	16.1	15.8	14.7	13.1
	20～24歳		69.3	69.9	65.7	62.2	60.9
	25～29歳		94.2	92.8	90.3	87.6	86.8
	30～34歳		95.9	95.6	93.7	92.1	90.7
	35～39歳		96.5	96.2	95.1	93.4	92.2
	40～44歳		96.2	95.6	94.9	93.8	93.0
	45～49歳		96.2	96.0	94.5	93.8	92.9
	50～54歳		95.3	95.2	93.2	92.3	92.0
	55～59歳		89.9	91.5	90.0	89.6	88.0
	60～64歳		69.2	69.3	65.1	65.9	71.4
	65～69歳		53.2	52.5	48.6	45.0	46.9
	70歳以上		26.0	25.9	24.1	20.8	19.6
女性	15～19歳		16.8	14.8	15.0	14.9	14.8
	20～24歳		72.4	69.8	67.3	65.0	64.3
	25～29歳		59.1	63.0	65.0	70.3	72.1
	30～34歳		50.4	51.1	53.7	58.8	63.0
	35～39歳		61.3	58.7	58.9	60.0	62.1
	40～44歳		68.4	67.9	67.3	68.3	68.2
	45～49歳		70.6	69.8	69.8	71.8	72.2
	50～54歳		64.5	65.8	66.1	67.0	69.9
	55～59歳		52.9	56.0	56.7	58.4	60.6
	60～64歳		39.0	38.7	37.8	39.0	42.9
	65～69歳		27.6	26.9	25.1	23.7	26.3
	70歳以上		10.4	10.3	9.8	8.7	8.2

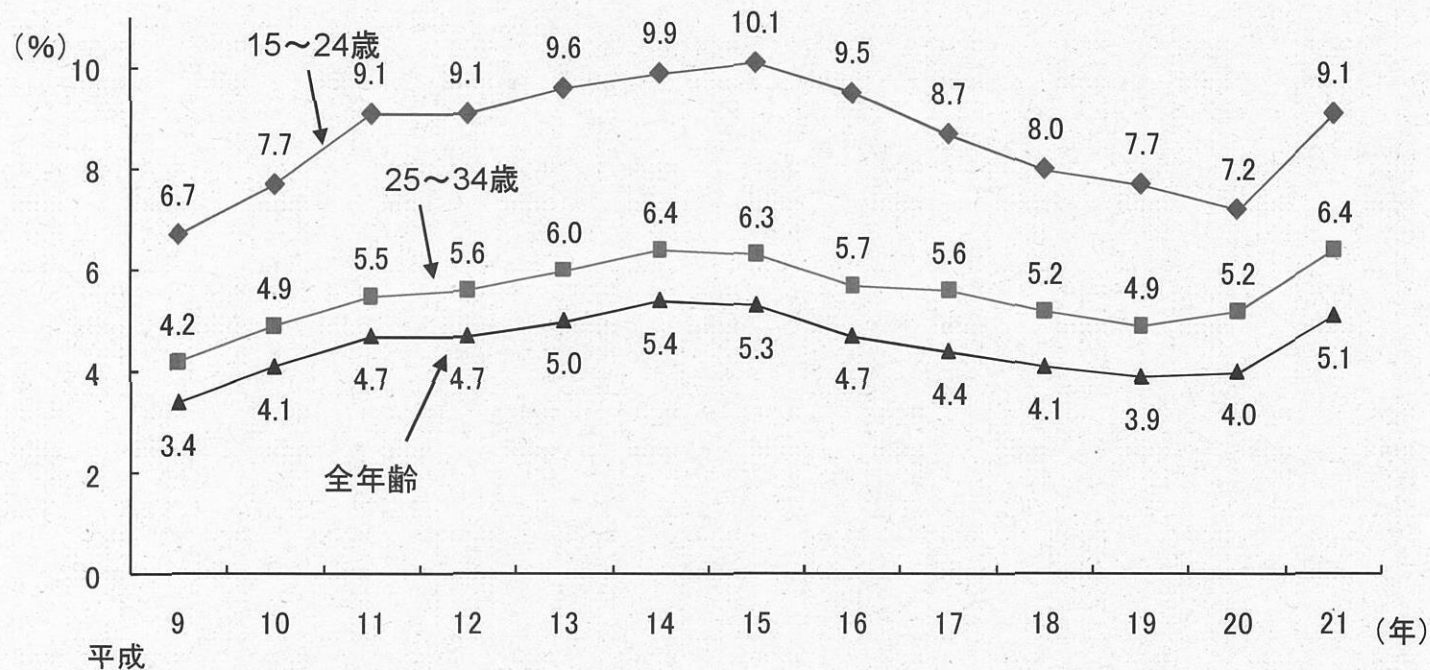
出所：総務省『労働力調査』

I－1 若者の就業率向上

若年者の失業率の推移

- 24歳以下の若年者の完全失業率は、平成15年以降5年連続で改善していたものの、平成21年には9.1%と、前年より1.9ポイント上昇。
- 25～34歳層については、平成21年平均が6.4%と、前年より1.2ポイント上昇。

完全失業率の推移



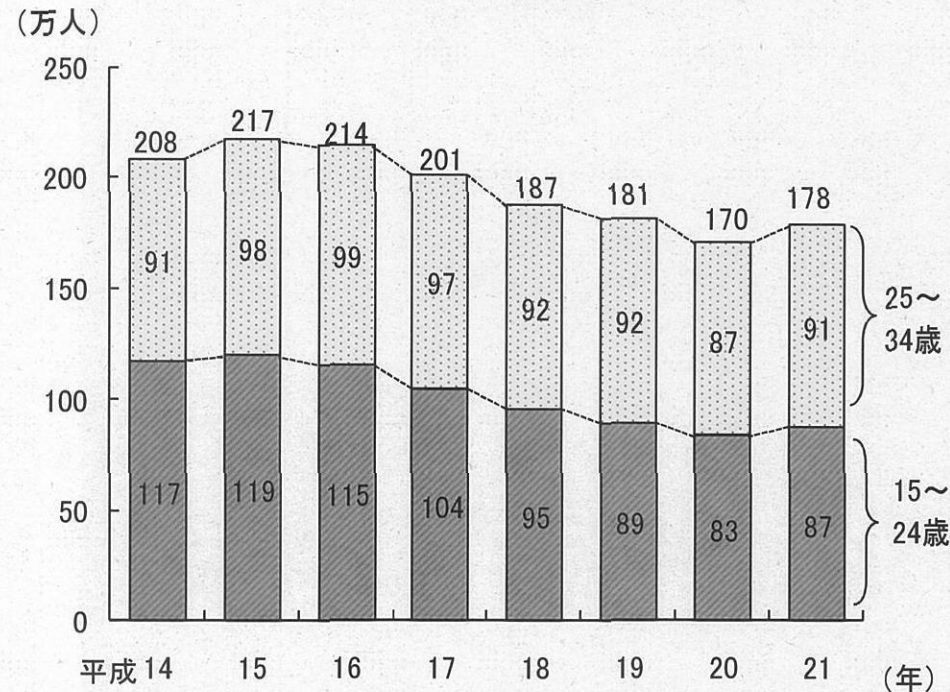
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) 完全失業率は年平均

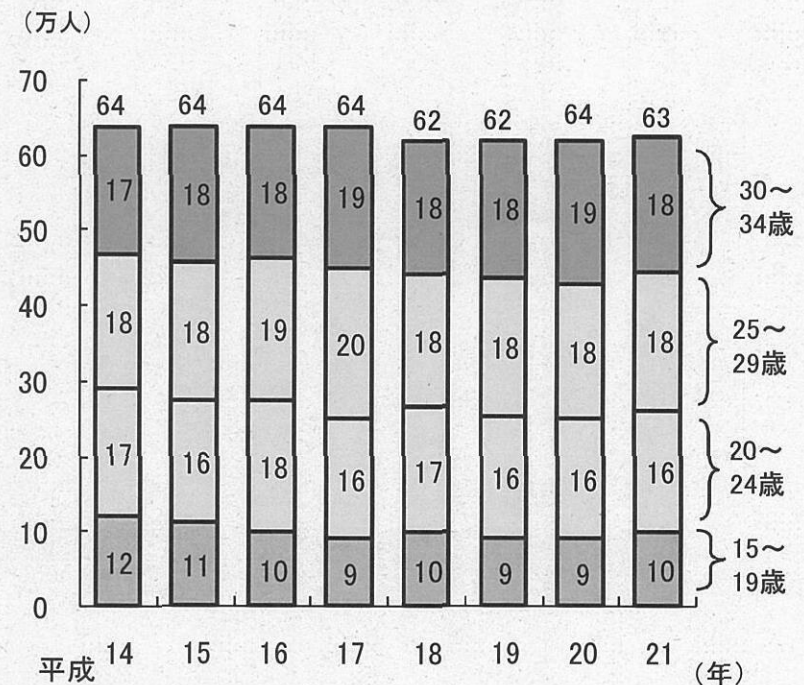
フリーター・ニートの推移

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(平成15年)をピークに 5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加。(平成21年178万人)
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人強の水準で推移。(平成21年63万人)

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

フリーター等正規雇用化プラン

(平成21年度)

⇒ 約28.3万人^(※1)の正規雇用^(※2)を実現 [速報値^{3月末現在}]

(うちハローワーク紹介によるもの 約25.6万人(90%))

○ハローワークにおけるフリーター等常用就職支援事業等

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称・ジョブカフェ)において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成21年4月1日現在 46都道府県87カ所〕(40都道府県でハローワークを併設)

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人4万円、最大3ヶ月)の活用や、年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

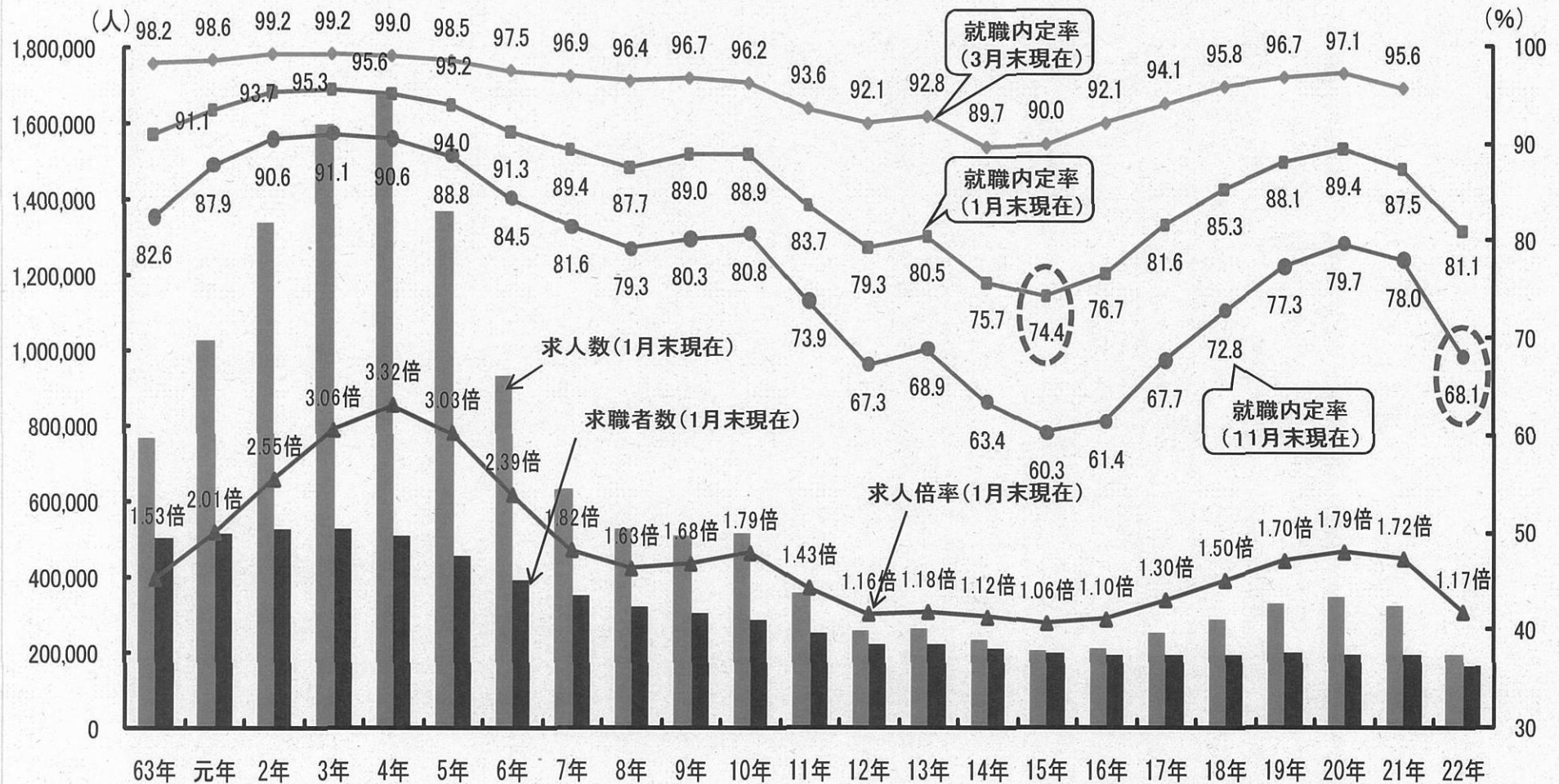
フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値

※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限る

新規高校卒業者の求人・求職状況の推移

- 今春の新規高卒者の就職環境は、引き続き非常に厳しい状況（1月末現在）。
- ・ 就職内定者数は13万1千人で、11月末から1万7千人増加。前年同期に比べ19.4%減少。
 - ・ 就職内定率は81.1%で、11月末から13.0ポイント上昇。前年同期を6.4ポイント下回る。
 - ・ 求人倍率は1.17倍となり、11月末から0.12ポイント上昇。前年同期を0.55ポイント下回る。



(資料出所)職業安定業務統計

(注)求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数

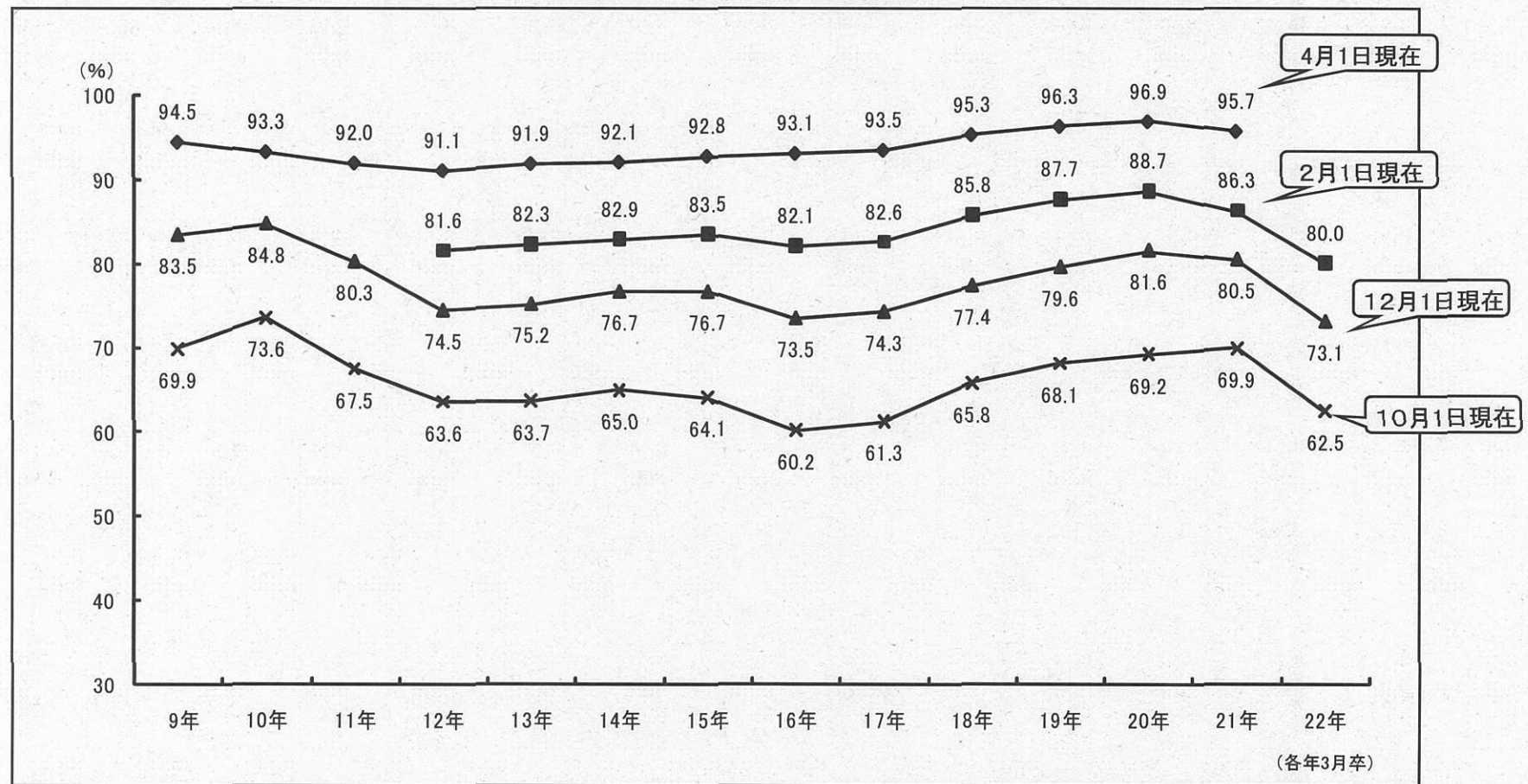
(各年3月卒)

新規大学卒業者の就職状況の推移

- 今春（平成22年3月）の新規大卒者の就職環境は、引き続き厳しい状況（2月1日現在）。
- ・ 就職内定率は80.0%で、12月1日現在から6.9ポイント上昇。前年同期に比べ6.3ポイント減。

（参考）就職内定者数（推計値）は32万4千人で、12月1日現在から2万2千人増加。

（注：学校基本調査（速報値）により卒業予定者数を推計した上で、就職内定者数を推計）



（資料出所）「大学等卒業予定者就職内定状況調査」（厚生労働省・文部科学省）

（注）内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。

新規学卒者に対する就職支援の強化

◎ 高卒・大卒就職ジョブサポーターの緊急増員による就職支援体制の強化

(平成21年度第2次補正予算：2.5億円、平成22年度予算：29億円)

- 高卒・大卒就職ジョブサポーターを活用し、学校訪問等により未内定者の把握、求人開拓・求人情報の提供、個別の職業相談・職業紹介等の就職支援を実施。

		緊急雇用対策 (平成21年10月23日)	緊急経済対策 (平成21年12月8日)
高卒就職ジョブサポーター	474人	532人 (+58人)	779人 (+247人)
大卒就職ジョブサポーター	56人	86人 (+30人)	149人 (+63人)
合計	530人	618人 (+88人)	928人 (+310人)

◎ 新卒者体験雇用事業の創設 <2月から開始、雇入れ開始は卒業後> 【新規】

(平成21年度第2次補正予算：制度要求、平成22年度予算：3.7億円)

- 未就職卒業者を対象に1ヵ月の体験雇用(有期雇用)を受け入れた事業主に対して奨励金(月8万円)を支給する制度を創設。)

◎ 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充 <4月から開始> 【新規】

(緊急人材育成支援事業の内数で対応)

- 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け訓練コースを設置
 - 社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種での短期間の体験機会等を提供。(訓練期間：標準6ヶ月)
- 訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充
 - 世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円/月

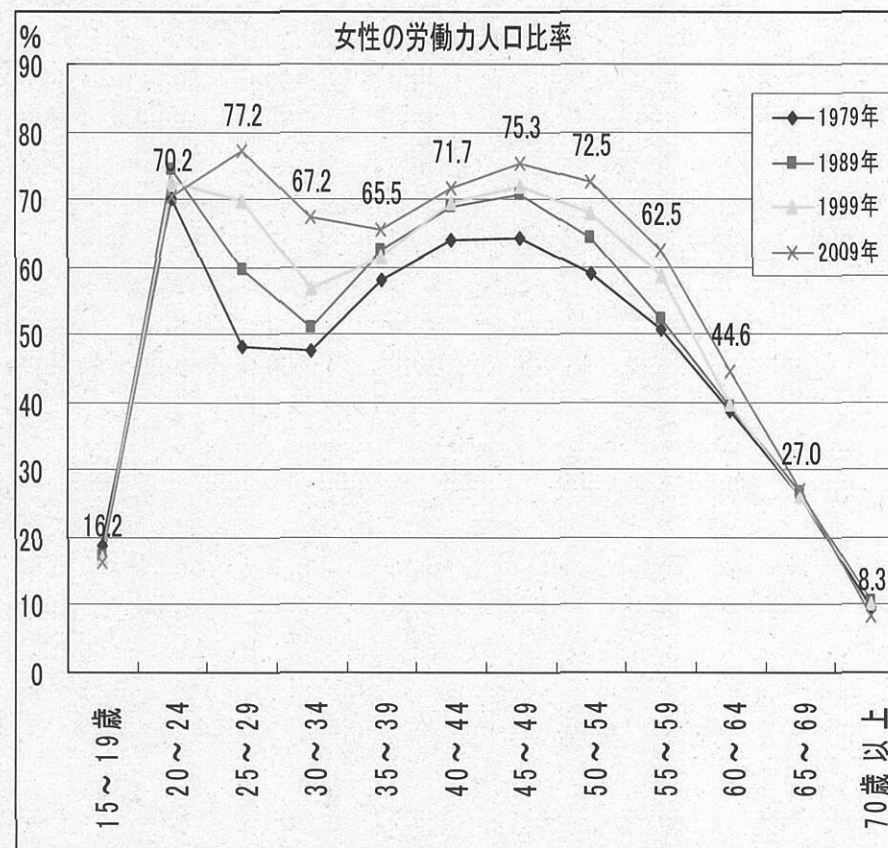
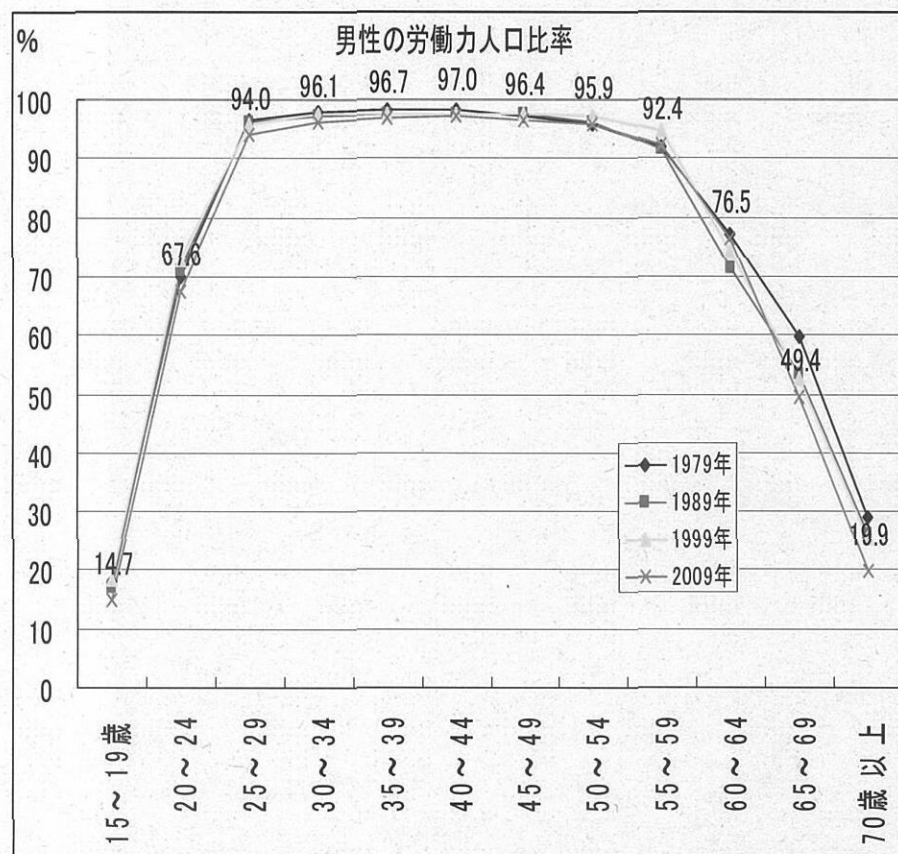
I－2 女性の就業率向上

M字カーブの現状と25～44歳の女性の就業率の推移

○ 高齢化・人口減少社会の到来により、高年齢者の活用と、女性の活用が一層重要に。

○ 25～44歳までの女性の就業率は、66.0%まで上昇(2009年)

○ 性、年齢階級別労働力人口比率の推移



※ 総務省労働力調査
(基本調査)より

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(20年度60箇所、21年度40箇所の計100箇所)を設置。
- ・22年度においては、更に全国に15箇所を設置。

* 平成22年度設置のマザーズコーナー15箇所を含め、163箇所を整備

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

I－3 高齢者の就業率向上

高年齢者の雇用状況

～ 65歳以上、70歳まで働ける企業の割合 ～

○希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

	定年の定め の廃止	65歳以上 定年	希望者全員 65歳以上継 続雇用	合計
平成21年6月1日現在(31人以上企業)	2.7%	11.8%	30.0%	44.6%
平成20年6月1日現在(51人以上企業)	2.0%	9.4%	27.6%	39.0%
平成19年6月1日現在(51人以上企業)	1.9%	8.6%	26.5%	37.0%

○「70歳まで働ける企業」の割合

	定年の定め の廃止	70歳以上 定年	継続雇用			合計
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の何ら かの仕組みで 70歳以上まで 働ける制度の 導入	
平成21年6月1日現在(31人以上企業)	2.7%	0.6%	2.5%	7.3%	3.1%	16.3%
平成20年6月1日現在(51人以上企業)	2.0%	0.2%	2.2%	7.9%	—	12.4%
平成19年6月1日現在(51人以上企業)	1.9%	0.1%	2.1%	7.8%	—	11.9%

～ 定年制等の状況 ～

※厚生労働省 高年齢者雇用状況報告より

○定年制の状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所 総数	定年制が ある	一律に 定めている							職種別に 定めてい る	その他	定年制が ない
			定年年齢									
			59歳 以下	60歳	61～ 62歳	63～ 64歳	65歳以 上					
平成16年調査	100	74.4	72.6	(100.0)	(2.0)	(88.3)	(0.8)	(0.6)	(8.3)	1.2	0.7	25.6
平成20年調査	100	73.5	67.1	(100.0)	—	(82.0)	(1.5)	(1.7)	(14.8)	4.1	2.3	26.5

○継続雇用制度の状況別事業所割合(一律定年制(定年年齢 60～64歳))

(単位:%)

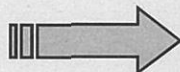
区分	定年制がある事業所	継続雇用制度がある事業所		勤務延長制度及び再雇用制度がある事業所	勤務延長制度のみがある事業所	再雇用制度がある事業所	再掲		継続雇用制度がない事業所
							勤務延長制度がある事業所(両制度併用を含む。)	再雇用制度がある事業所(両制度併用含む。)	
平成20年調査	100	89.1	(100.0)	(10.8)	(16.5)	(72.7)	(27.3)	(83.5)	10.9

※厚生労働省 高年齢者雇用実態調査より

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

① 60歳台の雇用確保



● 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

※ 定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施(現在64歳)

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合44.6%

● 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進(定年引上げ等奨励金の拡充等)

- 「70歳まで働ける企業の割合」 16.3%(何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合)

② 高年齢者等の再就職促進



● 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

● 高年齢者等の早期再就職の実現

(試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金の拡充等)

③ 多様な就業・社会参加の促進



● シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進

Ⅱ 成長力を支える「トランポリン型社会」の構築

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、公労使からなる労働政策審議会において検討を進める。

これまでの施策等

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設（平成21年度補正予算で措置）
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養家族のある方は12万円））

実績(22年度)：【訓練】認定済み定員 14,832人(122,058人) 【給付】受給資格認定件数 6,715件(37,441件)（4月20日現在）

※括弧書きは、平成21年度実績(平成22年3月31日時点)

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設します
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」（平成21年9月9日）

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する

緊急経済対策（平成21年12月8日）

- トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立
・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要【当初予算関連。平成22年3月31日公布】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(改正前)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

＜改正前＞ 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

＜改正後＞ 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔 失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000) 〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

雇用保険法の一部を改正する法律の概要【補正予算関連】

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における国庫負担として3500億円を追加する措置を講ずるとともに、平成23年度以降について国庫負担を本則(1/4)に戻す旨を規定する。

国庫負担の特例措置

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

<参考>

- 失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされているところ。
- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日閣議決定)において、
 - ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引き上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
 - ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。とされたところ。

Ⅲ 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)」の実現

重点分野雇用創造事業の創設

概 要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。

【事業の規模】
(平成21年度第2次補正予算)
1500億円

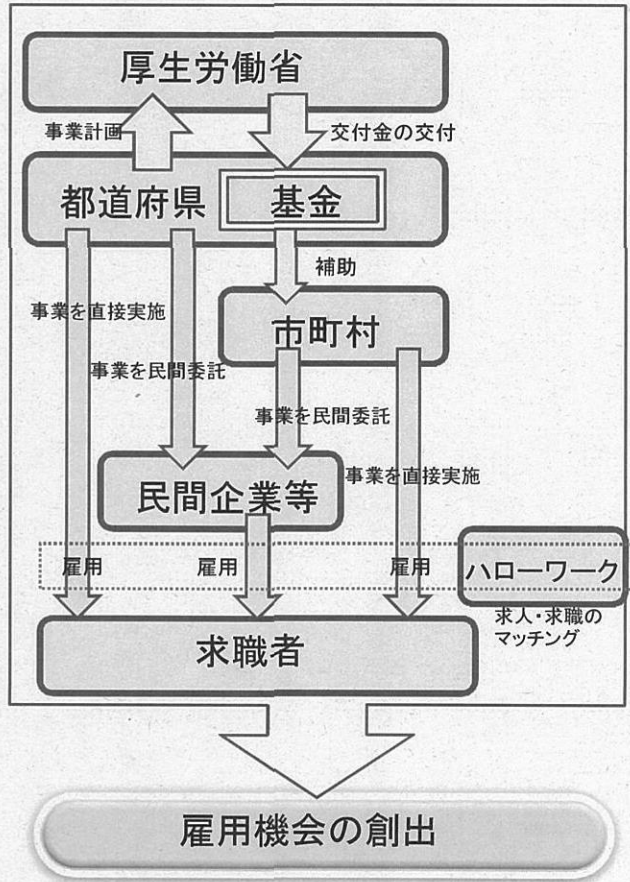
【対象期間】
平成22年度末まで(都道府県に
造成した基金により実施)

☆ 重点分野雇用創出事業

- 介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の重点分野における雇用の創出を図る事業。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。

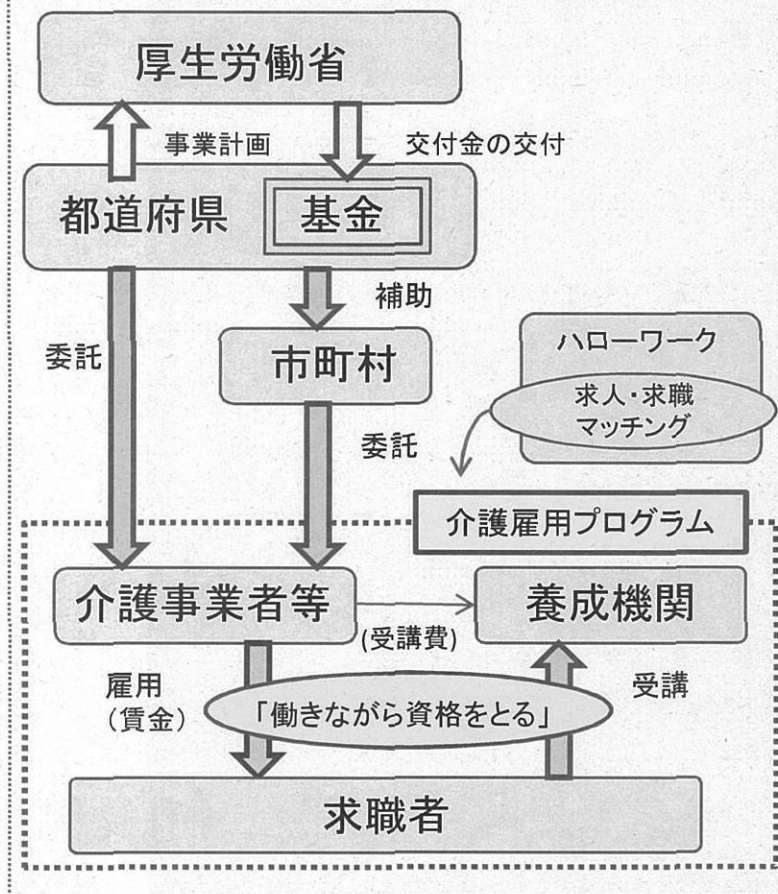
☆ 地域人材育成事業

- 地域失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得するための研修を行う事業。
- 上記重点分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業を対象とする。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 受託した企業、NPO等は、雇用した失業者に対し、労働条件、市場実勢を踏まえ適切な水準の賃金を支給。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用は、OFF-JT、OJTに要する費用とする。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。



「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

事業のスキーム(雇用創出の基金を活用)



事業のアウトライン

○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※ 都道府県に設置した雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施

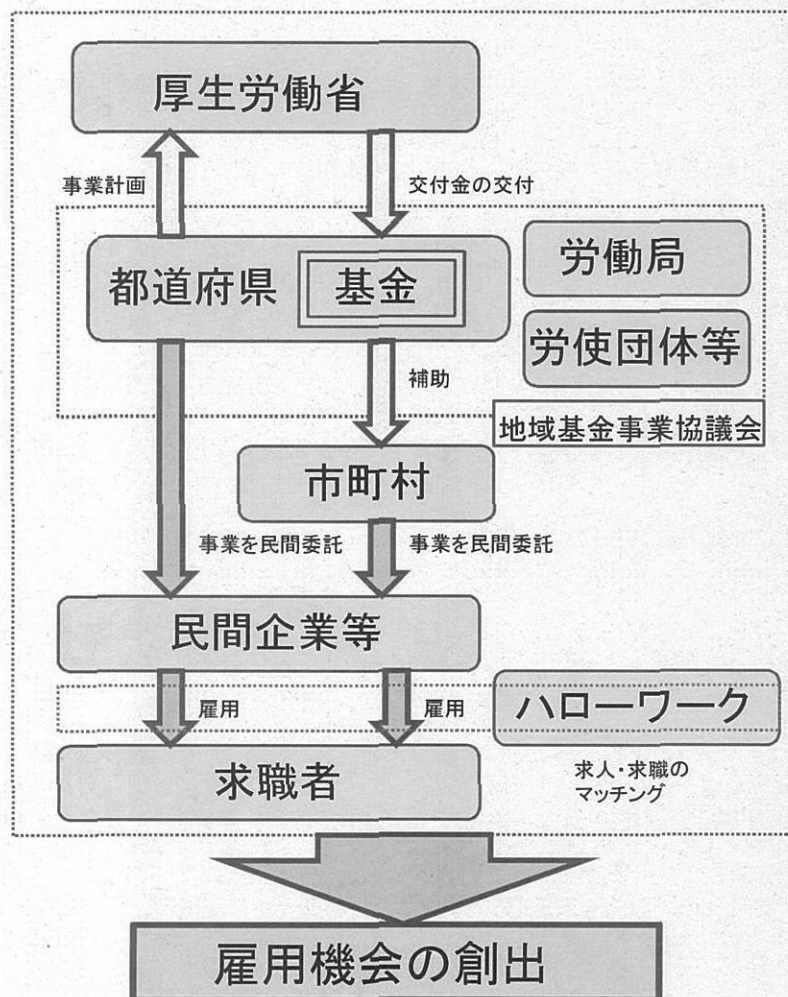
※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

- プログラム利用者
 - ・ 養成機関の受講料負担なし
 - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
 - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
 - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。
(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

2500億円 (労働保険特別会計)
※ 平成20年度2次補正予算による措置

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上

雇用期間

労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新

積極的な活用が求められる分野

介護、農林水産業、環境、観光分野

その他

正規雇用化のための一時金支給

緊急雇用創出事業

事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。

○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出(地方公共団体による事業の直接実施も可)。

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の規模

4, 500億円 (一般会計)

〔 1, 500億円は20年度2次補正予算による措置
3, 000億円は21年度補正予算により拡充 〕

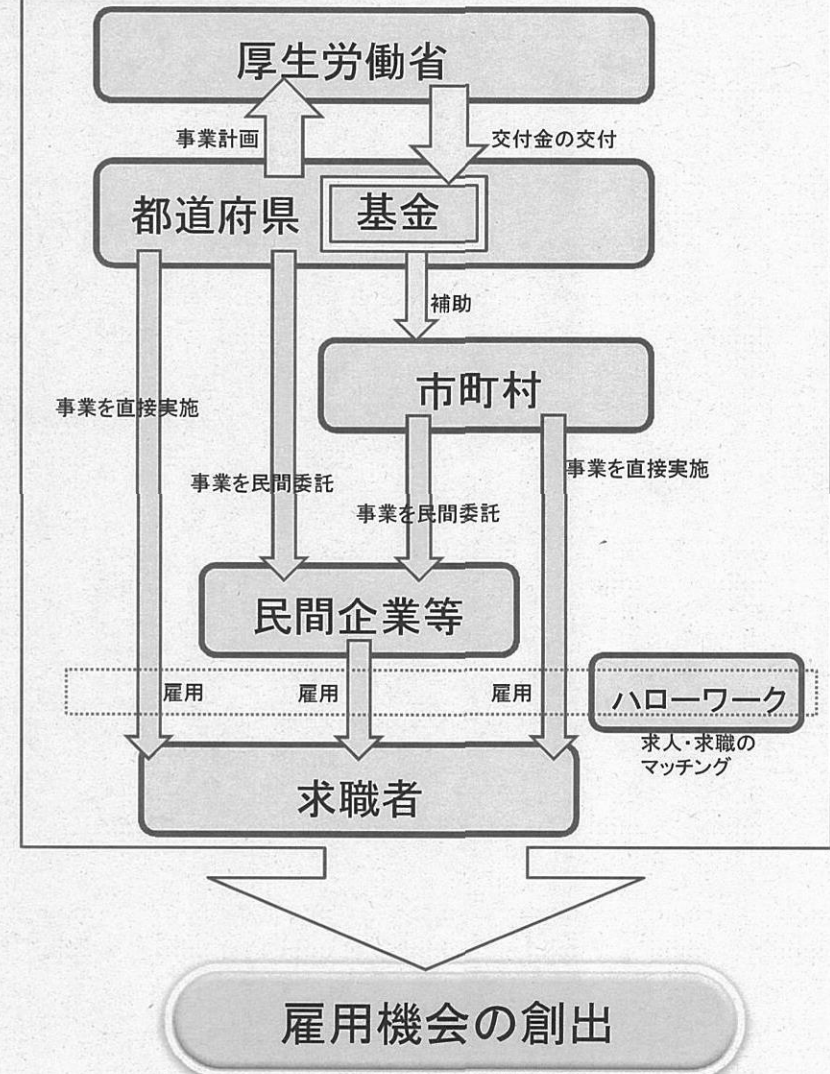
事業実施の要件

事業費に占める新規に雇用される失業者の人件費割合は1/2以上

雇用・就業期間

原則6ヶ月以内。更新1回可。

事業の流れ

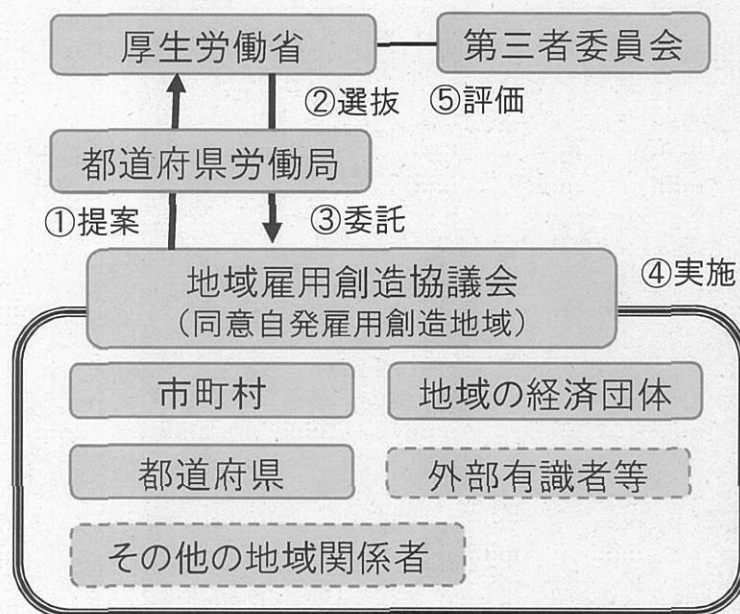


地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)

《概要》

- 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援
- 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託

実施スキーム



事業内容

地域の特性を活かした重点事業分野を設定(複数可)のうえ、地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施

①雇用拡大メニュー(事業主向け)

事業の拡大、新事業の展開等を支援することにより、地域の雇用機会の拡大を図る

例: 能力開発のためのセミナー、研修、労務管理等に関する相談 等

②人材育成メニュー(求職者向け)

地域で求められている人材を育成することより、地域の雇用につなげる

例: 地域内外の講師によるセミナー、先進地派遣研修、専門的人材の育成 等

③就職促進メニュー

上記①②のメニューを利用した求職者・事業主などを対象に地域求職者の就職促進を図る

例: 求人情報の収集・提供、就職面接会の開催、求職者に対する相談 等

実施期間

同一地域における事業期間は3年以内

事業規模

1地域あたり各年度2億円(都道府県が中心となり複数の市町村で実施する広域版の場合は3億円)を上限

対象地域

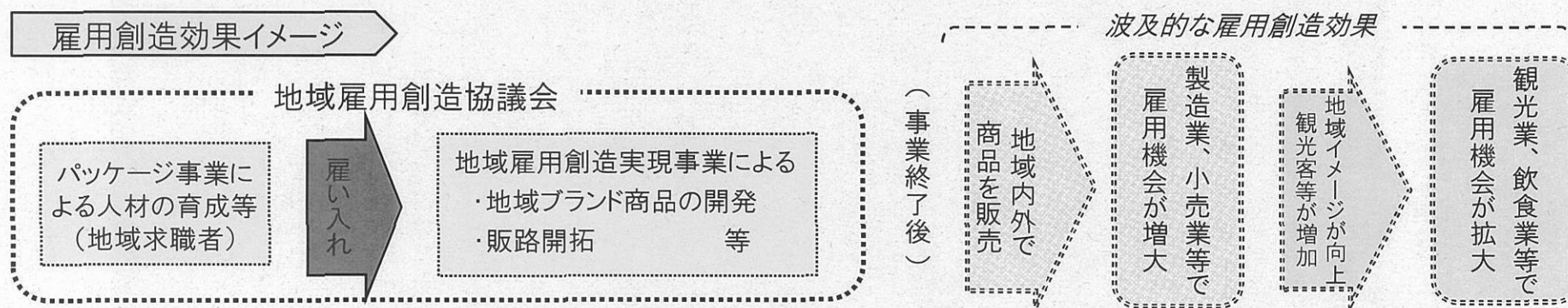
- ① 1又は複数の市町村であること
- ② 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1、0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること

地域雇用創造実現事業(パッケージ関連事業)

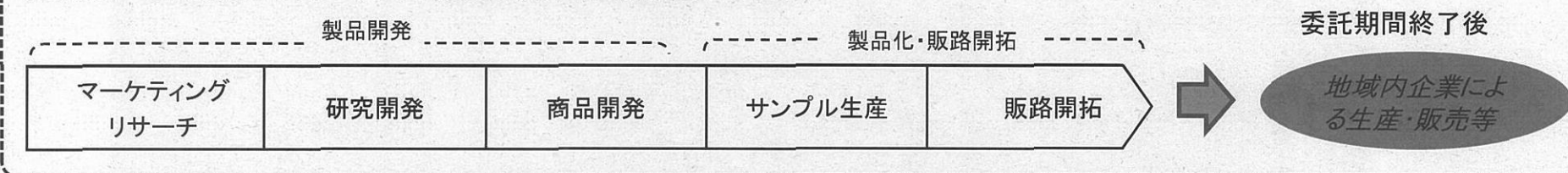
《概要》

○ パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。

雇用創造効果イメージ



《想定される事業例》 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業



実施期間

同一地域における事業期間は3年以内

事業規模

1地域あたり各年度5千万円を上限

実施方法

協議会は事業の一部を民間業者等に再委託することができる

実施要件

事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者(事業に従事させるために雇い入れた地域求職者)の割合が2分の1以上、事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上 等

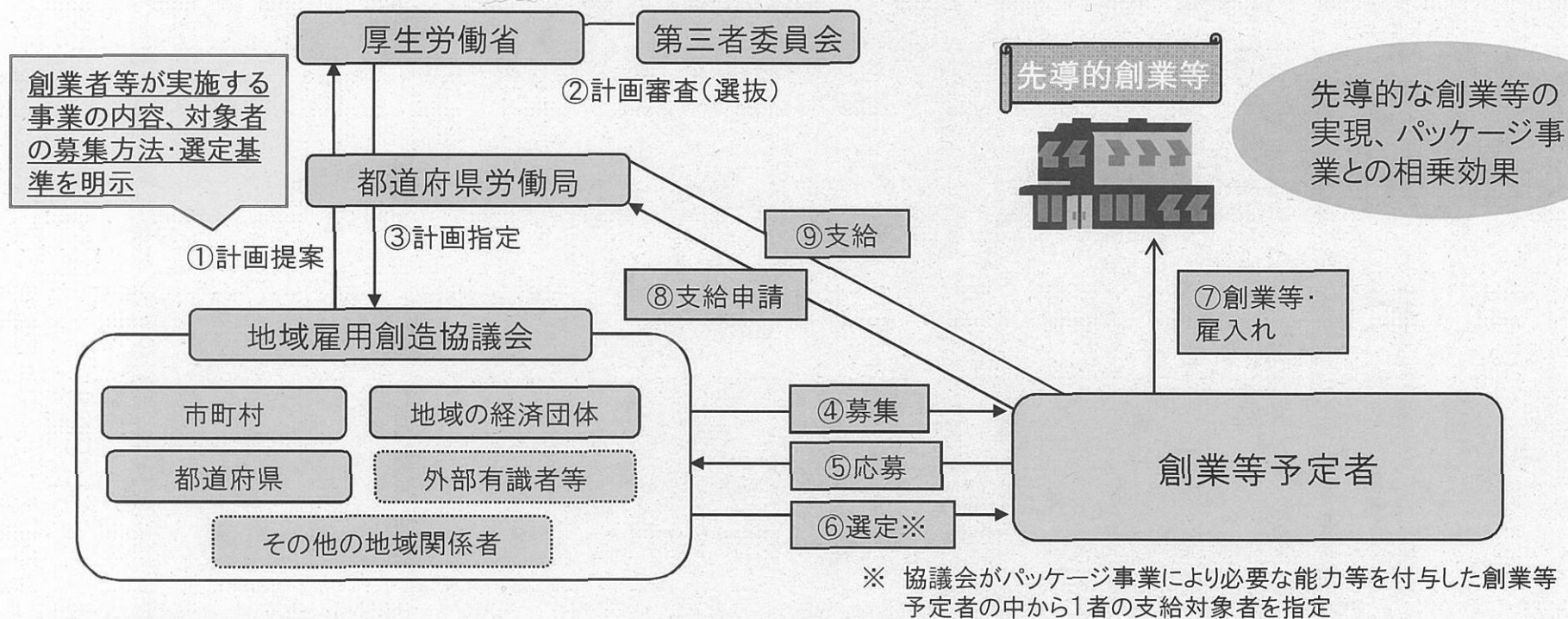
雇用期間

対象労働者と事業実施期間を上限とした1年以上の雇用契約を締結

雇用創造先導的創業等奨励金(パッケージ関連事業)

《概要》

- パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会が作成した事業の実施計画に基づき、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するために要した費用の一部を助成する



支給要件・支給額等

- パッケージ事業の提案と同時に計画を提案する地域が対象
- 3人以上の非自発的離職者等(地域求職者)の雇入れが必要
- 創業に要した費用の3分の2を支給(3000万円を上限)
 - ・ 創業等開始後、6月ごとに支給額の1/3 (第1回,第2回)、1/6(第3回、第4回)を支給

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))